



国自旅第126号の2  
平成13年12月26日

社団法人 全国個人タクシー協会  
会長 本間 嗣治 殿

国土交通省  
自動車交通局旅客課長



一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る  
改正前の道路運送法に基づく限定免許等の取扱いについて

平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る改正前の道路運送法に基づく限定免許等の取扱いを定め、別添のとおり各地方運輸局自動車(第一)部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その趣旨を了知されるとともに傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

各地方運輸局自動車(第一)部長 }  
沖縄総合事務局運輸部長 } あて

自動車交通局旅客課長

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る  
改正前の道路運送法に基づく限定免許等の取扱いについて

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成12年法律第86号。以下「改正法」という。)の施行前の道路運送法(以下「旧法」という。)に基づき業務の範囲等を限定する免許等について、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されるとともに関係者への周知徹底を図られたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 旧法に基づく限定免許等の取扱いについて

旧法第4条第3項に基づき運送の需要者、運送する旅客その他業務の範囲を限定した旧法第4条第1項の免許、旧法第4条第4項に基づき期間を限定した旧法第4条第1項の免許、又は、旧法第86条第1項に基づく条件又は期限を付した旧法第4条第1項の免許は、改正法附則第2条第1項後段の規定に基づき、改正法施行後の道路運送法(以下「新法」という。)第86条第1項の規定に基づく当該業務の範囲若しくは期間を限定する旨の条件又は期限を付した新法第4条第1項の許可とみなされることとされているので留意されたい。

2. 業務の範囲等を限定する旨の条件の解除について

- (1) 新法第86条第1項に基づき業務の範囲等を限定する旨の条件を付された新法第4条第1項の許可(1.の場合を含む。以下同じ。)に係る当該条件の解除については、当該許可を受けた事業者からの当該条件の解除申請を受け、解除後の事業計画が新法第4条第1項の許可に係る審査基準の要件に適合するか否かを審査して行うものとする。
- (2) 解除の手続きについては、解除と併せ行う事業計画変更若しくは運行計画変更の認可申請書又は届出書(ただし、事業計画変更等を伴わない場合は、当該条件の解除申請書。)に解除したい条件及びその理由を記載させるとともに、当該解除に係る許可書若しくは免許書又はこれに代わる書類の写しを添付させるものとする。また、解除を行うに当たっては、その旨を当該事業計画変更の認可書又は適当な書面において明らかにするものとする。